

いじめ防止対策推進法に基づく島牧村の取組について

島牧村教育委員会 令和7年（2025年）4月

島牧村では令和2年4月に「島牧村いじめ防止基本方針」を策定し、村や学校、家庭や地域住民、関係機関と連携し、いじめ防止に向けた取組を進めています。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

2 いじめの対応について

- ・各学校では、いじめ対策委員会などを設置し、対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

3 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為への対応

学校でのいじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するため、関係法令に基づいて、警察に相談・通報し、連携して対応することがあります。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

【参考】いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

【該当し得る犯罪の具体例】

- 暴行：ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。
- 傷害：感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけて、ケガをさせる。
- 恐喝：断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- 強要：度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。